



質問

専任の管理業務主任者の常勤性についての考え方を教えてください。

(相談概要)

東京の事務所で専任の管理業務主任者の登録をしている者が、テレワークで業務を行う場合は常勤性がないと判断されますか。



回答

専任の管理業務主任者の常勤性について、以下施行通達により下記下線部分が追記されました。

(令和3年7月1日付 国不参第43号)

マンション管理適正化法第56条第1項の「専任」とは、原則として、マンション管理業を営む事務所に常勤（マンション管理業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、マンション管理業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専ら、マンション管理業に従事する状態をいう。

よって、テレワークを行う場合に、ITの活用における業務環境の整備、テレワークを実施していたことが分かる勤怠管理、テレワークを実施していたことを客観的に分かる資料の有無等も踏まえて、それに該当する場合は、常勤性を認められることになります。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。